重要事項説明書　通所介護

１　指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人　伸　生　会
代表者氏名	理事長　　大　畑　直　裕
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	平塚市御殿２－１７－４２ ０４６３－３１－６９７９
法人設立年月日	昭和２７年７月７日
事業内容	平塚養護老人ホーム　昭和４４年８月１日　開所 養護老人ホーム　定員６０名 湘南の街（特定施設）　平成１９年４月１日　事業開始 （介護予防）短期入所生活介護　定員９名 平塚特別養護老人ホーム　昭和４９年６月１日　開所 介護老人福祉施設　定員６７名 （介護予防）短期入所生活介護　定員６名 伸生会デイケアセンター　平成１年４月１日　開所 通所介護（総合事業）　定員３０名 居宅介護支援　平成１１年９月１日　事業開始 訪問介護　平成６年４月１日　事業開始 湘南の街訪問介護ステーション 地域包括支援（ごてん）　平成１８年４月１日　事業開始 よろず相談センターごてん 認知症対応型通所介護　平成１８年６月１日　事業開始 いきいき　定員９名 地域包括支援（まつがおか）　平成２９年４月１日　事業開始 よろず相談センターまつがおか 伸生会ケアセンターまつがおか　令和１年６月１日　事業開始 居宅介護支援事業所まつがおか　令和１年６月１日　事業開始 うんどう・デイ・まつがおか　令和１年７月１日　事業開始 学童保育 伸生会金目っ子クラブ　令和３年４月１日　事業開始 伸生会金目っ子クラブ２nd　令和５年４月１日　事業開始 伸生会岡崎っ子クラブ　令和５年４月１日　事業開始 伸生会岡崎っ子クラブ２nd　令和５年４月１日　事業開始 地域包括支援（大磯町） 大磯町東部地域包括支援センター　令和５年４月１日　事業開始

２　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

事業所の所在地等

事業所名称	伸生会デイケアセンター
介護保険指定事業所番号	１４７２０００６４
事業所所在地	平塚市御殿２－１７－４２
連絡先 サービス種類	０４６３－３６－７４００ 通所介護、平塚市・大磯町介護予防日常生活支援総合事業通所型
事業所の通常の事業の実施地域	平塚市全域、大磯町の一部（高麗、東町）
利用定員	３０名

事業の目的及び運営の方針

事業の目的	この規程は、伸生会が開設する伸生会デイケアセンター（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下、「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日までとする。
営業時間	午前８時３０分から午後６時００分までとする。

サービス提供時間

サービス提供日	毎週月曜日から土曜日までとする。尚、１２月３１日から１月３日までは休日とする。
サービス提供時間	午前９時３０分から午後４時４５分までとする。

事業所の職員体制

管理者	（氏名）　林　俊樹

職	職　務　内　容	人 員 数
管理者	1　従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2　従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3　利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3　利用者へ通所介護計画を交付します。 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。	常勤兼務１名
生活相談員	1　利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2　それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常 勤 兼 務３名
看護師・ 准看護師 （看護職員）	1　サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2　利用者の静養のための必要な措置を行います。 3　利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。	非常勤兼務７名
介護職員	1　通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤兼務６名 非常勤兼務２名
機能訓練 指導員	1　通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	非常勤兼務７名
運転手	1　利用者の送迎時の運転業務、乗車対応を行います。	非 常 勤３名

３　提供するサービスの内容

提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ　ー　ビ　ス　の　内　容
通所介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、ペースト食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動･移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味･趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

４ 身体拘束について

事業者は、利用者に対していかなる理由があっても身体拘束を行わないものとします。利用者の状況により身体拘束を実施しなければならない状況を至ってしまった場合であっても身体拘束は実施をしないように努めるものとします。

５ 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。【責任者：林 俊樹】

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待行為、または虐待と疑われる行為を発見した時は速やかに市町村に報告をします。

（虐待の種類について）

身体的虐待・・暴力的行為などで高齢者の身体に傷や痣、痛みを与える行為や外部との接触を意図的に・継続的に遮断する行為。

心理的虐待・・高齢者に対する著しい暴言、脅しや侮辱などの言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、心理的苦痛を与える行為。

性的虐待・・高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせる行為。本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態での性的な行為又はその強要。

経済的虐待・・高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し本人の希望する金銭の使用を制限する。又、高齢者の財産を無断で不当に処分する行為。

介護・世話の放棄・放任・・高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置、養護者以外の者による虐待行為の放置等、養護を著しく怠る行為。（ネグレクトとも呼ばれています）

６ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日に利用者あてに郵送します。

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動引落 （ウ）現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

６　指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用料

事業所が提供する指定通所介護及び指定日常生活支援総合事業の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。（別途料金表のとおり）

① 食事の提供に要する費用として一食につき 1,000 円（食材料費+調理費用）を徴収する（但し、おやつ及びお茶・ジュース等水分補給代を含む）

② 医療材料費・オムツ類は自己負担とし、おむつ貸出時については現物返品とする。

③ 前各号に掲げるものの他、指定通所介護及び指定日常生活支援総合事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する

④ 前１号から３号に掲げる費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者、又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得る。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

⑤ 利用料の支払いは口座引き落とし（ＫＣＳ）を原則として、利用者、又はその家族のご希望にて現金、銀行口座振込み、郵便振り替えにより、指定期日までに利用料金の支払を受ける。

７　秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

７　サービスの提供にあたって

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

８　心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

９　サービス提供の記録

指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から５年間保存します。

利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

１０　居宅介護支援事業者等との連携
指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

１１　緊急時の対応方法について
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

１２　事故発生時の対応方法について
利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１３　非常災害対策
法人に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（　益井　正純　）
非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年２回　７月、１２月）

１４　災害発生時の対応について
大規模災害（火災、地震、水災害等）が発生した場合には、以下の対応をとることを原則とします。
① サービス提供前に大規模災害が発生した場合はデイサービスの営業を中止します。
② サービス提供中（送迎出発前）に大規模災害が発生した場合、送迎は行わず、ご家族が迎えに来ていただける方以外は施設で待機します。
③ 送迎中に大規模災害が発生した場合は安全確保後、施設または最寄りの避難所に避難します。尚、送迎後に大規模災害が発生した場合、改めて送迎することはできません。
災害発生時は、利用者の安全確保に努め必要な措置を講じますが、天災による事故については賠償の責任を負いかねます。

１５　衛生管理等
指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。（６か月に１回の頻度で委員会を開催。緊急時は臨時での委員会を開催します。）

食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

１６　サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所 在 地　平塚市御殿２－１７―４２ 電話番号　0463-36-7400 ﾌｧｯｸｽ番号　0463-30-1861 担当窓口　管理者　林　俊樹 受付時間　８：３０～１７：３０
【市町村（保険者）の窓口】 （利用者の居宅がある市町村（広域連合）の介護保険担当部署の名称）	所 在 地　平塚市浅間町９－１ 電話番号　0463-21-8790 ﾌｧｯｸｽ番号　0463-21-9742 担当窓口　平塚市役所介護保険課給付担当 受付時間　８：３０～１７：００ 所 在 地　中郡大磯町東小磯１８３ 電話番号　0463-61-4100 ﾌｧｯｸｽ番号　0463-61-1991 担当窓口　大磯町役場福祉課高齢福祉係 受付時間　８：４５～１７：１５
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所 在 地　横浜市西区楠木町２７－１ 電話番号　045-329-3447（苦情相談直通） 受付時間　８：３０～１７：１５

１７　訪問理美容サービス

訪問ヘアカット事業所へ依頼し、デイサービスの利用中に受けることが出来ます。

理美容サービスを受けている時間については、サービス提供時間には含まれないため、理美容サービスを受けられた方、カットに要した時間については、記録に残させて頂きます。

理美容サービスは、ご希望された後、事業者と日程を調整し、実施日の調整をさせて頂きます。また、費用については、提供事業所へお支払いとなります。

依頼先事業所　　訪問ヘアカット　ほっと　１回　￥１，２００円

１８　提供サービスについて

サービスの内容から逸脱している、次のことは行うことができません。

① ご利用者またはご家族からの金銭・物品・飲食の授受。

② 身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合は除く）

１９　業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

２０　研修について

事業者は、指定通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、身体拘束、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、感染症対策、災害対策等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、当該事業所内、研修受講後は記録を作成し、当該事業所内、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命書を行うものとする。

（１）身体拘束・虐待防止に関する研修 年２回
（２）権利擁護に関する研修 年１回
（３）認知症ケアに関する研修 年１回
（４）感染症対策・BCP に関する研修 年１回
（５）災害対策・BCP に関する研修　年１回
（６）事故対策、防止に関する研修　年１回
（７）その他、研修期間が開催する研修

２１　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

サービス契約の終結に当り、上記により重要事項を説明し、交付しました。

事業者	所　在　地	平塚市御殿２－１７－４２
	法　人　名	社会福祉法人　伸生会
	代 表 者 名	理　事　長　　大　畑　直　裕　　㊞
	事 業 所 名	伸生会デイケアセンター
	説明者氏名	相　談　員　林　俊　樹　　鬼塚　真由美　　㊞

前頁内容の説明を事業者から受け、内容に同意します。

利用者	住　所	
	氏　名	㊞
代筆の場合の代筆者氏名（および続柄）		（　　）
代理人又は立会人	住　所	
	氏　名	㊞

令和７年４月　伸生会デイケアセンター『通所介護料金表』（1割負担）

１．要介護の方《要介護認定を受けられている方》

			介護保険1割負担金/回	入浴介助加算Ⅰ/回	サービス提供体制強化加算Ⅲ/回	科学的介護推進体制加算/月	中重度者ケア体制加算/回	介護職員等処遇改善加算Ⅱ/所定単位数の9.0%	個人合計負担額
通常規模型通所介護《1回につき》	(1)3時間以上4時間未満	要介護1	386円	41 円	6 円	41 円	47 円	47 円	568 円
		要介護2	442円	41 円	6 円	41 円	47 円	52 円	629 円
		要介護3	500円	41 円	6 円	41 円	47 円	57 円	692 円
		要介護4	556円	41 円	6 円	41 円	47 円	62 円	753 円
		要介護5	614円	41 円	6 円	41 円	47 円	67 円	816 円
	(2)4時間以上5時間未満	要介護1	405円	41 円	6 円	41 円	47 円	49 円	589 円
		要介護2	463円	41 円	6 円	41 円	47 円	54 円	652 円
		要介護3	524円	41 円	6 円	41 円	47 円	59 円	718 円
		要介護4	585円	41 円	6 円	41 円	47 円	64 円	784 円
		要介護5	644円	41 円	6 円	41 円	47 円	70 円	849 円
	(3)5時間以上6時間未満	要介護1	595円	41 円	6 円	41 円	47 円	65 円	795 円
		要介護2	703円	41 円	6 円	41 円	47 円	75 円	913 円
		要介護3	811円	41 円	6 円	41 円	47 円	85 円	1,031 円
		要介護4	919円	41 円	6 円	41 円	47 円	95 円	1,149 円
		要介護5	1028円	41 円	6 円	41 円	47 円	104 円	1,267 円
	(4)6時間以上7時間未満	要介護1	610円	41 円	6 円	41 円	47 円	67 円	812 円
		要介護2	720円	41 円	6 円	41 円	47 円	77 円	932 円
		要介護3	831円	41 円	6 円	41 円	47 円	87 円	1,053 円
		要介護4	941円	41 円	6 円	41 円	47 円	97 円	1,173 円
		要介護5	1053円	41 円	6 円	41 円	47 円	107 円	1,295 円
	(5)7時間以上8時間未満	要介護1	687円	41 円	6 円	41 円	47 円	74 円	896 円
		要介護2	811円	41 円	6 円	41 円	47 円	85 円	1,031 円
		要介護3	940円	41 円	6 円	41 円	47 円	97 円	1,172 円
		要介護4	1069円	41 円	6 円	41 円	47 円	108 円	1,312 円
		要介護5	1199円	41 円	6 円	41 円	47 円	120 円	1,454 円

２．平塚市介護予防日常生活支援総合事業の方《要支援認定・事業対象者を受けられている方》

介護度	介護保険１割負担金	科学的介護推進体制加算	サービス提供加算強化加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	費用
（要支援１）通所型サービス１１にて当月４回までご利用時	455円/回	41円/月	25円/月	47円/回	568円/回
（要支援２）通所型サービス１２にて当月８回までご利用時	467円/回	41円/月	50円/月	50円/回	608円/回
（要支援１）通所型サービス２１にて当月４回超ご利用時	1,878円/月	41円/月	25円/月	175円/月	2,119円/月
（要支援２）通所型サービス２２にて当月８回超ご利用時	3,783円/月	41円/月	50円/月	349円/月	4,223円/月

３．共通料金（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）

食費材料費　1,000円　（お茶等・おやつ代を含む）

食事材料費の徴収について体調不良や病気等で帰宅された場合には食事代の徴収はいたしませんが
ご本人の都合で召し上がらない場合や帰宅された時は材料費として徴収させていただきます。

４．栄養アセスメント加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　50単位/月（52円）

栄養改善加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　200単位/月2回まで（209円）

５.その他　医療備品・オムツ類は自己負担（オムツ類の貸し出し時は現物返品でお願いします。）

※各利用料金の1割負担には、地域加算（10.45）を乗じ、1割負担を算出しています。小数点以下切り捨て

※介護職員等処遇改善加算Ⅱの算出方法に関しては利用単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱ（9.0%）を乗じ、四捨五入したものとなります。

介護費用	＿＿＿円	×	＿＿＿回	＝	＿＿＿＿円	合計金額
食材料費	＿＿＿円	×	＿＿＿回	＝	＿＿＿＿円	円

令和７年４月　伸生会デイケアセンター『通所介護料金表』（2割負担）

１．要介護の方《要介護認定を受けられている方》

			介護保険2割負担金/回	入浴介助加算Ⅰ/回	サービス提供体制強化加算Ⅲ/回	科学的介護推進体制加算/月	中重度者ケア体制加算/回	介護職員等処遇改善加算Ⅱ/所定単位数の9.0%	個人合計負担額
通常規模型通所介護《１回につき》	(1)3時間以上4時間未満	要介護1	773円	83 円	12 円	83 円	94 円	94 円	1,139 円
		要介護2	884円	83 円	12 円	83 円	94 円	104 円	1,260 円
		要介護3	1001円	83 円	12 円	83 円	94 円	114 円	1,387 円
		要介護4	1113円	83 円	12 円	83 円	94 円	125 円	1,510 円
		要介護5	1228円	83 円	12 円	83 円	94 円	135 円	1,635 円
	(2)4時間以上5時間未満	要介護1	810円	83 円	12 円	83 円	94 円	98 円	1,180 円
		要介護2	927円	83 円	12 円	83 円	94 円	108 円	1,307 円
		要介護3	1049円	83 円	12 円	83 円	94 円	119 円	1,440 円
		要介護4	1170円	83 円	12 円	83 円	94 円	129 円	1,571 円
		要介護5	1289円	83 円	12 円	83 円	94 円	140 円	1,701 円
	(3)5時間以上6時間未満	要介護1	1191円	83 円	12 円	83 円	94 円	131 円	1,594 円
		要介護2	1406円	83 円	12 円	83 円	94 円	151 円	1,829 円
		要介護3	1623円	83 円	12 円	83 円	94 円	171 円	2,066 円
		要介護4	1839円	83 円	12 円	83 円	94 円	190 円	2,301 円
		要介護5	2056円	83 円	12 円	83 円	94 円	209 円	2,537 円
	(4)6時間以上7時間未満	要介護1	1120円	83 円	12 円	83 円	94 円	134 円	1,526 円
		要介護2	1440円	83 円	12 円	83 円	94 円	154 円	1,866 円
		要介護3	1663円	83 円	12 円	83 円	94 円	174 円	2,109 円
		要介護4	1883円	83 円	12 円	83 円	94 円	194 円	2,349 円
		要介護5	2106円	83 円	12 円	83 円	94 円	215 円	2,593 円
	(5)7時間以上8時間未満	要介護1	1375円	83 円	12 円	83 円	94 円	148 円	1,795 円
		要介護2	1623円	83 円	12 円	83 円	94 円	171 円	2,066 円
		要介護3	1881円	83 円	12 円	83 円	94 円	194 円	2,347 円
		要介護4	2138円	83 円	12 円	83 円	94 円	217 円	2,627 円
		要介護5	2399円	83 円	12 円	83 円	94 円	240 円	2,911 円

２．平塚市介護予防日常生活支援総合事業の方《要支援認定・事業対象者を受けられている方》

介護度	介護保険２割負担金	科学的介護推進体制加算	サービス提供加算強化加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	費用
（要支援１）通所型サービス１１にて当月４回までご利用時	911円/回	83円/月	50円/月	94円/回	1,138円/回
（要支援２）通所型サービス１２にて当月８回までご利用時	934円/回	83円/月	100円/月	100円/回	1,217円/回
（要支援１）通所型サービス２１にて当月４回超ご利用時	3,757円/月	83円/月	50円/月	351円/月	4,241円/月
（要支援２）通所型サービス２２にて当月８回超ご利用時	7,567円/月	83円/月	100円/月	698円/月	8,448円/月

３．共通料金（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）

食費材料費　　1,000円　（お茶等・おやつ代を含む）

食事材料費の徴収について体調不良や病気等で帰宅された場合には食事代の徴収はいたしませんが
ご本人の都合で召し上がらない場合や帰宅された時は材料費として徴収させていただきます。

４．栄養アセスメント加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　50単位/月（104円）

栄養改善加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　200単位/月2回まで（418円）

５.その他　　医療備品・オムツ類は自己負担（オムツ類の貸し出し時は現物返品でお願いします。）

※各利用料金の2割負担には、地域加算（10.45）を乗じ、2割負担を算出しています。小数点以下切り捨て

※介護職員等処遇改善加算Ⅱの算出方法に関しては利用単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱ（9.0%）を乗じ、四捨五入したものとなります。

介護費用	＿＿＿円	×	＿＿＿回	＝	＿＿＿＿円	合計金額	
食材料費	＿＿＿円	×	＿＿＿回	＝	＿＿＿＿円		円

令和７年４月　伸生会デイケアセンター『通所介護料金表』（3割負担）

１．要介護の方《要介護認定を受けられている方》

			介護保険3割負担金/回	入浴介助加算Ⅰ/回	サービス提供体制強化加算Ⅲ/回	科学的介護推進体制加算/月	中重度者ケア体制加算/回	介護職員等処遇改善加算Ⅱ/所定単位数の9.0%	個人合計負担額
通常規模型通所介護《１回につき》	(1)3時間以上4時間未満	要介護1	1159円	125 円	18 円	125 円	141 円	141 円	1,709 円
		要介護2	1326円	125 円	18 円	125 円	141 円	156 円	1,891 円
		要介護3	1501円	125 円	18 円	125 円	141 円	172 円	2,082 円
		要介護4	1670円	125 円	18 円	125 円	141 円	188 円	2,267 円
		要介護5	1843円	125 円	18 円	125 円	141 円	203 円	2,455 円
	(2)4時間以上5時間未満	要介護1	1216円	125 円	18 円	125 円	141 円	147 円	1,772 円
		要介護2	1391円	125 円	18 円	125 円	141 円	163 円	1,963 円
		要介護3	1573円	125 円	18 円	125 円	141 円	178 円	2,160 円
		要介護4	1755円	125 円	18 円	125 円	141 円	194 円	2,358 円
		要介護5	1934円	125 円	18 円	125 円	141 円	211 円	2,554 円
	(3)5時間以上6時間未満	要介護1	1786円	125 円	18 円	125 円	141 円	197 円	2,392 円
		要介護2	2109円	125 円	18 円	125 円	141 円	226 円	2,744 円
		要介護3	2435円	125 円	18 円	125 円	141 円	257 円	3,101 円
		要介護4	2758円	125 円	18 円	125 円	141 円	285 円	3,452 円
		要介護5	3084円	125 円	18 円	125 円	141 円	314 円	3,807 円
	(4)6時間以上7時間未満	要介護1	1830円	125 円	18 円	125 円	141 円	201 円	2,440 円
		要介護2	2160円	125 円	18 円	125 円	141 円	231 円	2,800 円
		要介護3	2495円	125 円	18 円	125 円	141 円	261 円	3,165 円
		要介護4	2824円	125 円	18 円	125 円	141 円	291 円	3,524 円
		要介護5	3160円	125 円	18 円	125 円	141 円	322 円	3,891 円
	(5)7時間以上8時間未満	要介護1	2062円	125 円	18 円	125 円	141 円	222 円	2,693 円
		要介護2	2435円	125 円	18 円	125 円	141 円	257 円	3,101 円
		要介護3	2821円	125 円	18 円	125 円	141 円	291 円	3,521 円
		要介護4	3207円	125 円	18 円	125 円	141 円	326 円	3,942 円
		要介護5	3598円	125 円	18 円	125 円	141 円	360 円	4,367 円

２．平塚市介護予防日常生活支援総合事業の方《要支援認定・事業対象者を受けられている方》

介護度	介護保険３割負担金	科学的介護推進体制加算	サービス提供加算強化加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	費用
（要支援１）通所型サービス１１にて当月４回までご利用時	1,366円/回	125円/月	75円/月	141円/回	1,707円/回
（要支援２）通所型サービス１２にて当月８回までご利用時	1,401円/回	125円/月	150円/月	150円/回	1,826円/回
（要支援１）通所型サービス２１にて当月４回超ご利用時	5,599円/月	125円/月	75円/月	526円/月	6,325円/月
（要支援２）通所型サービス２２にて当月８回超ご利用時	11,351円/月	125円/月	150円/月	1,047円/月	12,673円/月

３．共通料金（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）

食費材料費　　1,000円（お茶等・おやつ代を含む）

食事材料費の徴収について体調不良や病気等で帰宅された場合には食事代の徴収はいたしませんが
ご本人の都合で召し上がらない場合や帰宅された時は材料費として徴収させていただきます。

４．栄養アセスメント加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　50単位/月（156円）

栄養改善加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　200単位/月2回まで（627円）

５.その他　　医療備品・オムツ類は自己負担（オムツ類の貸し出し時は現物返品でお願いします。）

※各利用料金の3割負担には、地域加算（10.45）を乗じ、3割負担を算出しています。小数点以下切り捨て

※介護職員等処遇改善加算Ⅱの算出方法に関しては利用単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱ（9.0%）を乗じ、四捨五入したものとなります。

介護費用	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿＿円	合計金額	
食材料費	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿＿円	＿＿＿＿円	

令和７年４月　大磯町介護予防日常生活支援総合事業　料金表（1割負担）

６．介護予防日常生活支援総合事業の方《要支援認定・事業対象者を受けられている方》

介護度	介護保険１割負担金	科学的介護推進体制加算	サービス提供加算強化加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	費用
（要支援１）通所型サービス１１にて当月４回までご利用時	447円/回	41円/月	24円/月	46円/回	558円/回
（要支援２）通所型サービス１２にて当月８回までご利用時	459円/回	41円/月	49円/月	49円/回	598円/回
（要支援１）通所型サービス２１にて当月４回超ご利用時	1,846円/月	41円/月	24円/月	172円/月	2,083円/月
（要支援２）通所型サービス２２にて当月８回超ご利用時	3,718円/月	41円/月	49円/月	343円/月	4,151円/月

７．共通料金（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）

食費材料費　1,000円　（お茶等・おやつ代を含む）

食事材料費の徴収について体調不良や病気等で帰宅された場合には食事代の徴収はいたしませんが
ご本人の都合で召し上がらない場合や帰宅された時は材料費として徴収させていただきます。

８．栄養アセスメント加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　50単位/月（51円）

栄養改善加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　200単位/月2回まで（205円）

９.その他　医療備品・オムツ類は自己負担（オムツ類の貸し出し時は現物返品でお願いします。）

※各利用料金の1割負担には、地域加算（10.27）を乗じ、1割負担を算出しています。小数点以下切り捨て

※介護職員等処遇改善加算Ⅱの算出方法に関しては利用単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱ（9.0%）
を乗じ、四捨五入したものとなります。

介護費用	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿円	合計金額	
食材料費	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿円		円

令和７年４月　大磯町介護予防日常生活支援総合事業　料金表（２割負担）

６．介護予防日常生活支援総合事業の方《要支援認定・事業対象者を受けられている方》

介護度	介護保険2割負担金	科学的介護推進体制加算	サービス提供加算強化加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	費用
（要支援１）通所型サービス１１にて当月４回までご利用時	895円/回	82円/月	49円/月	92円/回	1,118円/回
（要支援２）通所型サービス１２にて当月８回までご利用時	918円/回	82円/月	98円/月	98円/回	1,196円/回
（要支援１）通所型サービス２１にて当月４回超ご利用時	3,693円/月	82円/月	49円/月	351円/月	4,175円/月
（要支援２）通所型サービス２２にて当月８回超ご利用時	7,437円/月	82円/月	98円/月	686円/月	8,303円/月

７．共通料金（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）

食費材料費　1,000円　（お茶等・おやつ代を含む）

食事材料費の徴収について体調不良や病気等で帰宅された場合には食事代の徴収はいたしませんが
ご本人の都合で召し上がらない場合や帰宅された時は材料費として徴収させていただきます。

８．栄養アセスメント加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　50単位/月（102円）

栄養改善加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　200単位/月2回まで（410円）

９.その他　医療備品・オムツ類は自己負担（オムツ類の貸し出し時は現物返品でお願いします。）

※各利用料金の２割負担には、地域加算（10.27）を乗じ、2割負担を算出しています。小数点以下切り捨て

※介護職員等処遇改善加算Ⅱの算出方法に関しては利用単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱ（9.0%）
を乗じ、四捨五入したものとなります。

介護費用	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿円	合計金額	
食材料費	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿円		円

令和７年４月　大磯町介護予防日常生活支援総合事業　料金表（３割負担）

６．介護予防日常生活支援総合事業の方《要支援認定・事業対象者を受けられている方》

介護度	介護保険3割負担金	科学的介護推進体制加算	サービス提供加算強化加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	費用
（要支援１）通所型サービス１１にて当月４回までご利用時	1,343円/回	123円/月	73円/月	138円/回	1,677円/回
（要支援２）通所型サービス１２にて当月８回までご利用時	1,377円/回	123円/月	147円/月	148円/回	1,795円/回
（要支援１）通所型サービス２１にて当月４回超ご利用時	5,539円/月	123円/月	73円/月	517円/月	6,252円/月
（要支援２）通所型サービス２２にて当月８回超ご利用時	11,156円/月	123円/月	147円/月	1,029円/月	12,455円/月

７．共通料金（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）

食費材料費　　1,000円　（お茶等・おやつ代を含む）

食事材料費の徴収について体調不良や病気等で帰宅された場合には食事代の徴収はいたしませんが
ご本人の都合で召し上がらない場合や帰宅された時は材料費として徴収させていただきます。

８．栄養アセスメント加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　50単位/月（154円）

栄養改善加算（通所介護・介護予防日常生活支援総合事業）※希望者のみ　200単位/月2回まで（616円）

９.その他　　医療備品・オムツ類は自己負担（オムツ類の貸し出し時は現物返品でお願いします。）

※各利用料金の３割負担には、地域加算（10.27）を乗じ、３割負担を算出しています。小数点以下切り捨て

※介護職員等処遇改善加算Ⅱの算出方法に関しては利用単位数の合計に介護職員等処遇改善加算Ⅱ（9.0%）
を乗じ、四捨五入したものとなります。

介護費用	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿＿円	合計金額	
食材料費	＿＿円	×	＿＿回	＝	＿＿＿＿円		円